# 意見公募要領

## 1 意見募集対象

「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会 衛星放送ワーキンググループ 第二次取りまとめ (案)」

### 2 意見募集の趣旨・目的・背景

総務省は、令和5年11月から「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会 衛星放送ワーキンググループ」を開催し、衛星放送に係るインフラコストの低減、右旋帯域の有効利用、4K衛星放送・4Kコンテンツへの取組等について検討を行い、令和6年10月に「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会 衛星放送ワーキンググループ 取りまとめ」として公表しました。

その後、「4K・8K推進のためのロードマップ」(2015年7月公表)が射程としていた20 25年を迎えたことも踏まえ、令和7年7月から会合を再開し、この10年の視聴環境の変化を踏まえつつ、今後4Kのコンテンツの普及推進等について検討を重ねてきました。今般、同ワーキンググループにおいて、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会 衛星放送ワーキンググループ 第二次取りまとめ(案)」が示されましたので、以下のとおり意見を募集します。

### 3 資料入手方法

総務省ホームページ (<a href="https://www.soumu.go.jp/">https://www.soumu.go.jp/</a>) の「報道資料」欄に掲載するほか、e-Gov (<a href="https://www.e-gov.go.jp/">https://www.e-gov.go.jp/</a>) の「パブリック・コメント」欄に掲載します。

## |4 意見の提出方法・提出先|

下記(1)の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所(法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記(2)~(4)のいずれかの場合は、意見書(別紙様式)に氏名及び住所(法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、並びに連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

#### (1) e-Gov を利用する場合

e-Gov (https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public) の意見提出フォームからご提

出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、(2)により提出してください。

#### (2) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス: eisei-wg\_atmark\_soumu.go.jp

総務省 情報流通行政局 放送業務課 宛て

- ※スパムメール防止のため@を「\_atmark\_」としております。送信の際には恐れ入りますが、半角に修正の上、お送りいただきますようお願いします。
- ※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)のe-Go を極力御利用いただきますよう、御協力の程よろしくお願いいたします。
- ※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください(他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。)。
- ※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて10MBとなっています。

#### (3) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省 情報流通行政局 放送業務課 宛て

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

- 〇ディスクの種類: CD R、CD RW、DVD-R又はDVD-RW
- ○ファイル形式:テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル(他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。)
- ○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。 なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了 承ください。

### 5 意見提出期間

令和7年11月14日(金)から令和7年12月3日(水)まで(必着) ※郵送については、締切日の消印まで有効とします。

### 6 留意事項

- ・意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれ の意見には、当該意見の対象である取りまとめ(案)の該当箇所(ページ番号等)を 記載してください。
- ・提出された意見は、e-Gov及び総務省ホームページに掲載します。
- ・御記入いただいた氏名(法人又は団体にあっては、その名称並びに代表者及び連絡 担当者の氏名)、住所(所在地)、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内 容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名(法人又は団体にあってはその名称 及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。)を公表 する場合があります。法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名につい て、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください(連絡担当者の氏名は 公表しません。)。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である取りまとめ(案)以外 についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あ らかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

### 連絡先窓口

総務省情報流通行政局放送業務課

電 話:03-5253-5799

電子メールアドレス: eisei-wg\_atmark\_soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「\_atmark\_」と表示しています。
メールをお送りになる際には、「\_atmark\_」を@に直してください。

## 意見書

令和 年 月 日

総務省情報流通行政局 放送業務課 宛て

郵便番号

(ふりがな)

住所 (所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名)(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会 衛星放送ワーキンググループ 第二次取りまとめ (案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

- 注 1 法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡 担当者の氏名を記載すること。
- 注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載する こと。

※該当箇所を必ず明記してください。

該当箇所	御意見